

# 世界各国の 産業用 ヘンプ

## 第6回

### 米国①

## 幻の“10億ドル産業の作物” 栽培禁止から解禁への道のり

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

### 1930年代までは 愛国作物だった

第二次世界大戦以降、世界的にヘンプの栽培禁止の流れをつくった米国だが、植民地時代から布やロープ類の確保のためにヘンプ栽培を推進していた歴史がある。1776年の独立宣言の草案はヘンプ紙でつくられていたし、初代大統領のジョージ・ワシントンも第3代大統領のトーマス・ジェファソンも、共にヘンプ農家の出身だ。また、現在の1000米ドル紙幣に描かれているベンジャミン・フランクリンは、米国初の製紙工場を立てて、古くなったヘンプのポロ布からラグ・ペーパーをつくる事業を興した。金を求めて西海岸へ移民が増えたゴールドラッシュのときには、幌馬車に使っていたヘンプ製の丈夫な生地を採掘作業員の衣服に利用したものが飛ぶように売れた。後に世界的ジーンズメーカーとなったリーバイスの創業時のビジネスもここから始まっている。

全米のなかでもケンタッキー州は、ロシア産の輸入ヘンプより地場産を増やすために1800年代初頭から栽培を奨励した。1850年の全米調査では、栽培面積が800ha以上の農園が8327カ所あったことが記録されている。残念ながら南

北戦争以降、ヘンプ栽培の多くは綿花に代替されることとなるが、加工段階での機械化の研究は密かに続けられた。1917年に開発されたシュリヒテン皮剥機は、従来ヘンプから繊維をとるために池や川で行なっていた浸水作業をせずとも、農場で機械的に分離できる点で画期的だった。

ヘンプの需要が陰りを見せた頃に業界に光明を照らしたのは、自動車産業の育ての親とも称されるヘンリー・フォードである。石炭や石油などの化石資源ではなく、ヘンプのようなバイオマス(生物資源)を使うべきだという考えの下、1930年代に車体にヘンプ繊維を、燃料にヘンプオイルを使った「土に還るオーガニックカー」を開発し、試作車を41年に発表したのだ(図1)。この取り組みに注目した雑誌『ポピュラー・メカニクス(38年2月号)』は、ヘンプを「新たな10億ドル産業の作物」として取り上げた。記事ではヘンプから2万5000種類の製品ができること紹介され、世界中のヘンプ起業家はいまでもこのキャッチフレーズを愛用している。ちなみに、現在の紙幣価値に換算すると約10兆円規模に相当する。

### 大麻撲滅運動で下火に

バイオマス原料として再び盛り上

図1:フォード社が開発した「土に還るオーガニックカー」



がりを見せたヘンプ産業の芽を摘み、完全に葬り去ったのはマリファナ課税法にほかならない。マリファナという単語は、元々メキシコの大麻タバコを意味する俗語である。19世紀後半にメキシコからの移民が増えて、マリファナ喫煙の風習が徐々に広まっていたが、米国政府は1932年に統一麻薬法でアヘンと同様に大麻を麻薬に指定した。さらに37年に制定されたマリファナ課税法では、用途に関係なく大麻製品1オンス(約30g)につき100米ドルという法外な課税を義務付け、事実上の使用禁止に追い込んだ。

この連邦法が議会で十分な審議をされずに科学的根拠が曖昧なまま承

図2：大麻禁止の元凶、  
ハリー・アンズリンガー氏



認された背景には、新聞や広告を使って「マリファナ殺人草」いうキヤンペーンを先導していたハリー・アンズリンガー（図2）が大きく影響している。米国麻薬取締局長官を31年から62年までの32年間という長きにわたって務めた人物で、彼が熱心に撲滅運動を指揮したのは、33年の禁酒法の廃止に伴い、その取り締まりに当たっていた役人（自らの部下たち）の雇用対策と部局の予算確保のためである。マリファナを黒人と結びつける人種差別や、移民の娯楽であるマリファナが治安の悪化を招くとする移民排斥の思想とも絡んでいた。さらに、『大麻草と文明』（築地書館）によれば、開発されたばかりのナイロンなどの化学繊維や木材を原料とする化学バルブを普及するために、ヘンプ産業を排除する力が働いたとする説もあるようだ。

世界的な自動車会社に成長したフォード社がこの時代に化石資源ではなくヘンプを選択していたら、地球

環境問題を回避できたのではない。21世紀のいまにして思えば、歴史ロマンを感じるところだ。

### 州法から始まった ヘンプ栽培の合法化

現代における米国内でのヘンプの商業栽培の禁止は、70年に制定された規制物質法による。この法律は61年に制定された国際条約の「麻薬の単一条約」を受けた米国内の実施立法である。このなかで大麻草はスケジュールI「最も危険性が高く、医学用途なし」に規定されている。しかし、州法レベルで産業、医療、嗜好の用途別に合法化に向けた動きが加速しているため、連邦法と州法で見解が一致しないという問題を抱えている。

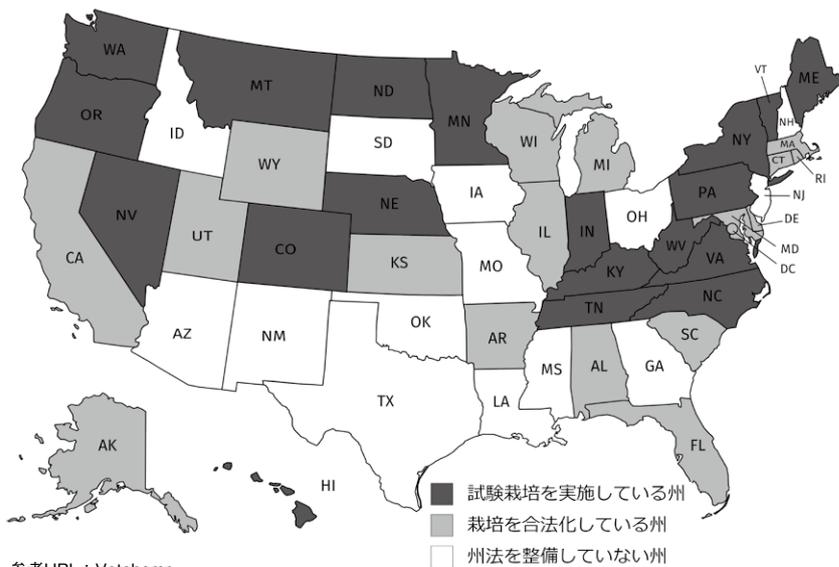
興味深いのは、栽培が規制されているものの、隣国のカナダや中国からのヘンプ製品の輸入と流通は合法なことである。その市場規模は、16年時点で77.8億円に及ぶ。ボディケア商品が24%、食品が19%、CBD製品が19%、サプリメントが4%で健康に関わる用途が6割を超えている。

こうした矛盾も近年、関係者の努力が実って変わりつつある。特筆すべきは、14年に農業者が大学等の研究機関との共同研究プロジェクトで

あれば、THC濃度0.3%未満の品種を栽培できる「2014年産業用ヘンプ農業法」（連邦法）が制定されたことだ。この制度を利用して各州で栽培が一斉にスタートした。17年には研究栽培だけで全米で約7900ha規模となり、19州で栽培、32大学が研究に参画している。ちなみに産業用ヘンプの栽培を合法化している州は36州あり（図3）、栽培免許の取得者は1456人にのぼる。

なかでも州を挙げれば大規模な試験栽培を行なっているのはケンタッキー州である。戦時中にも軍用ローブの需要のために一時的に解禁してヘンプを2万ha栽培していたが、戦後は禁止されてタバコ産地になっていた。ところが、世界的な禁煙の流れから代替作物として再び産業用ヘンプに注目しているというわけだ。14年に13haで研究栽培を開始し、17年には1214haにまで拡大した。ケンタッキー州立大学に

図3：州別の産業用ヘンプへの対応（2017年）



よると、EUやカナダの13品種を導入して栽培密度、施肥量や収穫量の違いなどを研究し、おもに食品、建材、CBD製品を対象とした事業展開を考えている。

さらに連邦法としても新たな動きがある。18年4月に商業栽培を合法化する法案が議会に提出された。THC濃度が低い産業用品種を医療用と嗜好用とは、別ものとして判断できるかどうか鍵となっている。